

公 告 第 26 号
令和 3 年 10 月 27 日
パルグループ健康保険組合
理事長 井上 隆太



令和 3 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額について

令和 3 年 9 月 30 日現在の当組合の平均標準報酬月額を算定したので、公告いたします。

記

平均標準報酬月額	238,817 円
標準報酬月額	240,000 円

平均標準報酬月額とは、当組合の被保険者の標準報酬月額です。

この額は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの任意継続被保険者の標準報酬を決定するのに使用されます。(健康保険法第 47 条)

以上